公　告

諸　事　項

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業環境影響評価方法書の縦覧及び意見書の提出について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、法第七条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成二十九年十月二十日

国土交通省関東地方整備局長　泊　宏

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称

国土交通省関東地方整備局

横浜市

代表者の氏名

国土交通省関東地方整備局長　泊　宏

主たる事務所の所在地

国土交通省関東地方整備局

埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一号

横浜市

神奈川県横浜市中区港町一丁目一番地

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業

対象事業の種類

公有水面の埋立て

対象事業の規模

面積　約百四十ヘクタール

三　対象事業が実施されるべき区域

神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先海域

四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

神奈川県横浜市中区及び鶴見区（大黒ふ頭）

五　方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

国土交通省関東地方整備局

神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地

横浜第二合同庁舎十三階　情報公開室

平成二十九年十月二十日から平成二十九年十一月二十日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

午前九時三十分から午後五時三十分まで

国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番七号　閲覧室

平成二十九年十月二十日から平成二十九年十一月二十日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

午前九時三十分から午後五時三十分まで

横浜市港湾局政策調整部政策調整課

神奈川県横浜市中区山下町二番地産業貿易センタービル五階

平成二十九年十月二十日から平成二十九年十一月二十日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

午前八時四十五分から午後五時十五分まで

横浜市環境創造局政策調整部環境影響評価課

神奈川県横浜市中区真砂町二丁目二十二番地

平成二十九年十月二十日から平成二十九年十一月二十日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

午前八時四十五分から午後五時十五分まで

横浜市鶴見区役所総務部区政推進課

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央三丁目二十番一号

平成二十九年十月二十日から平成二十九年十一月二十日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

午前八時四十五分から午後五時まで

横浜市中区役所総務部区政推進課

神奈川県横浜市中区日本大通三十五番地

平成二十九年十月二十日から平成二十九年十一月二十日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

午前八時四十五分から午後五時まで

神奈川県環境農政局環境部環境計画課

神奈川県横浜市中区日本大通一番地

平成二十九年十月二十日から平成二十九年十一月二十日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

午前八時三十分から午後五時十五分まで

神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課

横浜駐在事務所

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二十四番地二かながわ県民センター二階

平成二十九年十月二十日から平成二十九年十一月二十日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

午前八時三十分から午後五時十五分まで

神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課

川崎駐在事務所

神奈川県川崎市幸区堀川町五百八十番地ソリッドスクエア東館二階

平成二十九年十月二十日から平成二十九年十一月二十日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

午前八時三十分から午後五時十五分まで

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部

神奈川県横須賀市日の出町二丁目九番十九号

平成二十九年十月二十日から平成二十九年十一月二十日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

午前八時三十分から午後五時十五分まで

神奈川県県央地域県政総合センター環境部

神奈川県厚木市水引二丁目三番一号

平成二十九年十月二十日から平成二十九年十一月二十日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

午前八時三十分から午後五時十五分まで

神奈川県湘南地域県政総合センター環境部

神奈川県平塚市西八幡一丁目三番一号

平成二十九年十月二十日から平成二十九年十一月二十日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

午前八時三十分から午後五時十五分まで

神奈川県県西地域県政総合センター環境部

神奈川県小田原市荻窪三百五十番地一

平成二十九年十月二十日から平成二十九年十一月二十日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六　意見書の提出

法第八条第一項に基づき、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により提出できる。

七　意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限

平成二十九年十二月四日　午後五時まで（郵送の場合は十二月四日の消印まで有効）

提出先

国土交通省関東地方整備局

総務部港湾空港総室

〒二三一―八四三六

神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地

横浜第二合同庁舎十四階

ＴＥＬ　〇四五―二一一―七四〇六

ＦＡＸ　〇四五―二一一―〇二〇三

国土交通省関東地方整備局

京浜港湾事務所総務課

〒二二〇―〇〇一二

神奈川県横浜市西区みなとみらい六丁目三番七号

ＴＥＬ　〇四五―二二六―三七四〇

ＦＡＸ　〇四五―二二六―三七二四

横浜市港湾局政策調整部政策調整課

〒二三一―〇〇二三

神奈川県横浜市中区山下町二番地産業貿易センタービル五階

ＴＥＬ　〇四五―六七一―七三九〇

ＦＡＸ　〇四五―六七一―七三一〇

提出方法

次のいずれかの方法で提出することができる。様式は任意とするが、関東地方整備局港湾空港部及び京浜港湾事務所のホームページからダウンロードすることも可能である。

一　国土交通省関東地方整備局総務部港湾空港総室に持参、郵送又はＦＡＸのいずれかにて提出。郵送の場合は郵送料を負担すること。